



山形県公報

平成19年5月15日(火)
第1840号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(財 政 課)...819

### 告 示

土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)... 同

同.....(最上総合支庁農村計画課)...820

土地改良区の管理規程の変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(情報企画課)... 同

特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)...822

### 正 誤

## 規 則

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年5月15日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第75号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県手数料条例の一部を改正する条例(平成19年3月県条例第24号)中第2条第1項第349号及び第349号の2の改正規定、同項第351号の次に1号を加える改正規定並びに同項第355号の次に1号を加える改正規定の施行期日は、平成19年6月20日とする。

## 告 示

山形県告示第528号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名 称  
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日  
平成19年5月7日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第529号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 5月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

舟形町土地改良区

## 2 事務所の所在地

最上郡舟形町舟形909番地 4

## 3 認可年月日

平成19年 5月 1日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成19年 5月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

八沢川土地改良区

## 2 事務所の所在地

鶴岡市大山字中道92番 2

## 3 変更に係る管理規程の名称

八沢川土地改良区菅野代頭首工管理規程

## 4 管理規程の変更の概要

- (1) 洪水吐制水門ゲートの操作について、河川に急激な増水を起こさないよう操作しなければならないとした。
- (2) 鶴岡市と温海町の合併に伴い、洪水警戒態勢時の関係機関を温海町から鶴岡市に変更した。

## 5 認可年月日

平成19年 4月27日

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及び行政イントラネットシステム再構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年 5月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁 eラーニングルーム(15階)

(2) 日 時 平成19年 6月25日(月) 午後 4時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及び行政イントラネットシステム再構築業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(4)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(5)～(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。
- (2) 過去3年以内に利用者数5,000人以上の規模の組織内イントラネットシステムの設計及び開発又は運用業務と同等の業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
- (3) 財団法人日本情報処理開発協会によるプライバシーマークを取得していること。
- (4) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (5) 共同企業体のすべての構成員が(1)の要件を満たしていること。
- (6) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(4)の要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体の代表構成員が(3)の要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札者の決定の方法
- イ 次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、落札者決定基準（技術評価基準）により算出された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
- (ロ) 提案書の内容に落札者決定基準（技術評価基準）で指定する必須記載項目がすべて含まれていること。
- ロ イの合計点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。
- なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。
- さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を900点、価格点を100点とする。
- (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について各評価項目ごとに落札者決定基準（技術評価基準）に従い評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点 = 100点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3の(2)から(4)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(6)から(9)までに係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成19年6月1日（金）までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Restructuring of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server and the administrative Intranet system 1 set

(2) Time-limit for tender : 4:00P.M. June 25, 2007

(3) Contact point for the notice : Information Planning Division , Administrative System Reform Promotion Office, General Affairs Department , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2098

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札者に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年 5月15日

山形県立中央病院院長 小 田 隆 晴

1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

A重油（JIS1種2号）4,900キロリットル（予定数量）

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営戦略課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623

(3) 落札を決定した日 平成19年3月26日

(4) 落札者の名称及び所在地

株式会社マルヨシ商店 山形市城西町二丁目5番25号

(5) 契約金額 57.75円（1リットル当たり）

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

(7) 山形県物品等又は特定役務の調達手續の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）第3条の公告を行った日 平成19年2月6日

2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

医療情報システム運用管理支援業務 一式

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院医事相談課情報企画係 山形市大字青柳1800番地

電話番号023(685)2626 内線1048

(3) 随意契約の相手方を決定した日 平成19年3月29日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目4番1号

(5) 契約金額 56,385,000円

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手續 随意契約

(7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成19年3月9日

(8) 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

3 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

オーダーリングシステム保守 一式

- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院医事相談課情報企画係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2626 内線1048
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成19年 3月29日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目4番1号
- (5) 契約金額 36,749,160円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成19年 3月 9日
- (8) 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

正 誤

| 発行年月日       | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤           | 正            |
|-------------|--------------|-----|-------|-------------|--------------|
| 平成19. 4. 27 | 第1836号       | 713 | 下から 1 | 同 大字萩野267番地 | 新庄市大字萩野267番地 |
| 同 5. 8      | 第1838号       | 777 | 4     | 女性青少年政策課    | 女性青少年政策室     |

平成19年5月15日印刷  
平成19年5月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056